

平成25年12月25日

探偵業者各位

大阪府警本部生活安全部
生活安全総務課長

法令遵守の徹底等について（要請）

最近、探偵業者がガス事業者から契約名義人の氏名等顧客情報を不正に取得したことにより不正競争防止法違反で検挙され、また、戸籍謄本や住民票の写しを不正に取得したことにより戸籍法・住民基本台帳法違反で検挙される等、全国的に探偵業者による違法行為が後を絶たない現状にあります。

探偵業者や探偵業者の業務に従事する者は、探偵業務を行うに当たり、法令を遵守するとともに、個人の権利を侵害することがないようにしなければならないことが、「探偵業の業務の適正化に関する法律（以下「探偵業法」という。）」第6条（※1）に定められております。

当然のことですが、事業者が営業上の秘密として管理している個人情報や、戸籍謄本・住民票の写しを不正な手段により取得することは、探偵業者に限らず絶対に許されないものであり、このような事件の発生は、探偵業や探偵業界に対する社会的信用を大きく損なうこととなります。

警察といたしましては、個人情報の不正取得を始め、違法行為には厳正に対処することとしておりますので、探偵業者各位にありましては、各種法令を遵守し個人の権利利益の保護に十分配慮し、同種の事件の再発防止を徹底していただきますようお願いいたします。

最後になりましたが、依頼者に提供する「特定人の所在又は行動についての情報」が違法な行為のために用いられるおそれがあることをよく認識し、依頼者の言動や依頼の内容に不審な点がないか細心の注意を払うとともに、違法な行為のために用いられると認められた場合には、調査の中止（※2）はもとより、警察への通報など適正に対応するようお願いいたします。

（裏面あり）

【関係法令】

※1～探偵業法第6条（探偵業務の実施の原則）

探偵業者及び探偵業者の業務に従事する者（以下、「探偵業者等」という。）は、探偵業務を行うに当たっては、この法律により他の法令において禁止又は制限されている行為を行うことができることとなるものではないことに留意するとともに、人の生活の平穩を害する等個人の権利利益を侵害することがないようにしなければならない。

※2～探偵業法第9条（探偵業務の実施に関する規制）

探偵業者は、当該探偵業務に係る調査の結果が犯罪行為、違法な差別的取扱いその他の違法な行為のために用いられることを知ったときは、当該探偵業務を行ってはならない。

※他～探偵業法第7条（書面の交付を受ける義務）

探偵業者は、依頼者と探偵業務を行う契約を締結しようとするときは、当該依頼者から、当該探偵業務に係る調査の結果を犯罪行為、違法な差別的取扱いその他の違法な行為のために用いない旨を示す書面の交付を受けなければならない。